

「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」についての意見

2018年11月30日

投資信託協会 自主規制業務部

質問1 (回答者の属性)

金融商品取引法上の自主規制機関

質問5

(3) 各々の項目（特に「各分野における主要な論点」に関連する項目）について、他にコメントはあるか。

i) 質問項目	【項目1】金融資産の分類
ii) 意見の詳細	現行の日本基準に基づく会計処理からIFRSに基づく会計処理となった場合、投資信託を保有する企業において、当期純利益に及ぼす影響が高まることが想定されるため、その影響度合いについても考慮するべきと考える。
iii) 理由	その他有価証券に分類される投資信託については、評価差額は洗い替え方式に基づき「評価差額の合計額を純資産の部に計上する」ことが認められているが、IFRS基準によりFVPLとなる場合が想定される。この場合、投資信託の基準価額の変動によっては、企業の当期純利益の短期的な変動を高める可能性があり、資本市場への影響も否定できないと思慮されるため。

i) 質問項目	【項目8】ヘッジの種類と会計処理
ii) 意見の詳細	金利スワップの特例処理や振当処理の採用を今後も継続する、または全企業同時適用ではなく段階的な適用とする。
iii) 理由	金利スワップの特例処理や振当処理が認められなくなることにより、当該処理を採用している企業への影響が大きいと考えられることから、当該処理を例外的に認めることを検討していただきたい。継続が難しい場合は、決算プロセスへの影響も考えられるため即座に基準を変更するのではなく、段階的な変更(例えば大企業と中小企業で適用時期を変える等)としていただきたい。

(4) 11項目において記載されていない適用上の課題を識別しているか。その課題は何か。

i) 質問項目	金融収益費用（資本性金融商品に対する投資に係る配当の認識）				
ii) 御意見の詳細	<p>配当の純損益の認識において、IFRSでは、配当の金額が確定した時点で収益として認識することとなっているが、日本株は配当落ち日時点では予想配当の金額となっており配当の金額の確定は配当落ち日から2~3カ月程度後となる。IFRSの収益認識である配当の金額が確定するまで収益計上をしない場合、基準価額が配当の金額分下落することになり影響する。</p> <p>資本性金融商品に対する投資に係る配当の認識</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 775 924 808">IFRS (IFRS9.5.7.1A)</th> <th data-bbox="924 775 1353 808">日本基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 808 924 1227"> <p>配当は以下のすべての要件を満たす場合にのみ、純損益に認識する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配当の支払いを受ける権利が確定されている ・配当に関連した経済的便益が流入する可能性が高い ・配当の金額が信頼性をもって測定できる </td> <td data-bbox="924 808 1353 1227"> <p>市場価格のある株式については、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績または公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積計上する（ただし、以下の市場価格のない株式と同様の処理によることも、継続摘要を条件として認められる）</p> <p>市場価格のない株式については、発行会社の株主総会、取締役会またはその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上する</p> </td> </tr> </tbody> </table>	IFRS (IFRS9.5.7.1A)	日本基準	<p>配当は以下のすべての要件を満たす場合にのみ、純損益に認識する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配当の支払いを受ける権利が確定されている ・配当に関連した経済的便益が流入する可能性が高い ・配当の金額が信頼性をもって測定できる 	<p>市場価格のある株式については、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績または公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積計上する（ただし、以下の市場価格のない株式と同様の処理によることも、継続摘要を条件として認められる）</p> <p>市場価格のない株式については、発行会社の株主総会、取締役会またはその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上する</p>
IFRS (IFRS9.5.7.1A)	日本基準				
<p>配当は以下のすべての要件を満たす場合にのみ、純損益に認識する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配当の支払いを受ける権利が確定されている ・配当に関連した経済的便益が流入する可能性が高い ・配当の金額が信頼性をもって測定できる 	<p>市場価格のある株式については、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績または公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積計上する（ただし、以下の市場価格のない株式と同様の処理によることも、継続摘要を条件として認められる）</p> <p>市場価格のない株式については、発行会社の株主総会、取締役会またはその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上する</p>				

以上